介護保険制度が変わります

介護保険は、介護が必要になった時に安心してサービスが受けられるよう社会全体で支え合う制度です。人口構成やサービスが必要な人の変化などに対応するため、３年ごとに見直しを行っています。平成27年度から、費用負担が公平になるよう、保険料、自己負担割合、自己負担限度額などが改正されます。

保険料を改正 所得段階を15段階に

介護保険料は、サービスの提供に必要な費用の総額や、65歳以上の被保険者数見込みなどを基に、３年ごとに改正されます。

24～26年度の65歳以上の被保険者数は約４万1,000～４万5,000人、市が提供する介護保険サービスの総額は約251億円でした。27年度からの３年間では、65歳以上の被保険者数は3,000～5,000人増加の約４万6,000～４万8,000人、市が提供する介護保険サービスの総額は76億円増加の約327億円を見込んでいます。高齢者や要支援・要介護認定者の増加などに対応していくため、本市の27～29年度の保険料を改正しました。また、これまで14段階に分かれていた所得段階を15段階に変更し、一人ひとりの負担能力に応じた、さらにきめ細かな保険料額となります。なお、国の方針を踏まえ、公費を投入し、低所得者の保険料の負担を軽減する予定です。

27～29年度の65歳以上（第１号被保険者）の介護保険料

所得段階	対象者			保険料率	年額保険料	月額保険料
1	生活保護を受けている人			0.50（0.45）	２万7,480円（２万4,740円）	2,290円（2,061円）
	本人が住民税非課税	同じ世帯に住民税課税者がいない（世帯全員が住民税非課税）	老齢福祉年金を受けている人			
			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人			
2			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.65	３万5,730円	2,977円
3			第１段階、第２段階以外の人	0.75	４万1,220円	3,435円
4		同じ世帯に住民税課税者がいる	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	４万9,470円	4,122円
5			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	1.00【基準】	５万4,960円	4,580円
6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が		120万円未満の人	1.15	６万3,210円	5,267円
7			120万円以上190万円未満の人	1.30	７万1,450円	5,954円
8			190万円以上290万円未満の人	1.50	８万2,440円	6,870円
9			290万円以上400万円未満の人	1.60	８万7,940円	7,328円
10			400万円以上500万円未満の人	1.70	９万3,440円	7,786円
11			500万円以上600万円未満の人	1.90	10万4,430円	8,702円
12			600万円以上700万円未満の人	2.10	11万5,420円	9,618円
13			700万円以上800万円未満の人	2.30	12万6,410円	１万　534円
14			800万円以上1,000万円未満の人	2.40	13万1,910円	１万　992円
15			1,000万円以上の人	2.50	13万7,400円	１万1,450円

※合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費相当額」を差し引いた「所得」の合計です
※月額は年額を12で割って算出しているため、端数処理上、年額と一致しない場合があります
※( )内は、予定されている軽減実施後の保険料率と保険料額です
※40～64歳（第２号被保険者）の介護保険料は、加入している健康保険ごとに異なります。詳しくは各健康保険組合などへお問い合わせください

新しい保険料は７月にお知らせ

26年中の所得情報を基に27年度に納める保険料が決定されます。決定額は、７月に送付する「平成27年度介護保険料額決定通知書」でお知らせします。

一定以上の所得がある人は自己負担割合が２割に

一定以上の所得がある人は、27年８月から、介護保険サービスを利用したときの自己負担割合が２割になります。要支援・要介護の認定を受けている人には、自己負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を７月に送付します。

■27年８月からの自己負担割合

対象者	負担割合
前年の合計所得金額が160万円以上で、世帯内の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の合計が	
346万円（単身は280万円）以上	２割
346万円（単身は280万円）未満	１割
前年の合計所得金額が160万円未満	

※毎月の負担額には上限があるため、負担割合が２割になった場合でも、実際の負担が２倍になるとは限りません。

現役並みの所得がある世帯の自己負担限度額を引き上げ

介護保険サービスを利用した自己負担額が月の限度額を超えた場合、申請すると超えた額が高額介護サービス費として払い戻されます。27年８月から、健康保険の現役並み所得に相当す

紙・布類は雨の日には出さないでください

資源物の紙・布類（新聞、雑誌類、ダンボール、衣類など）は、濡れると資源にならない場合があります。雨の日は次の回に出すようご協力ください。ひどく汚れたものは資源にならないので、その場合は可燃ごみとして出してください。

衣類は主にアジア方面に輸出されます。中古衣類としてそのまま再利用されるので、洗濯してから出しましょう。

6月の資源物・ごみ収集日

朝８時30分までに集積場所へ。不燃ごみは休日と重なった場合も収集

コース	該当地域	指定袋使用 不燃ごみ	指定袋使用 有害ごみ	指定袋使用 可燃ごみ	資源物 ペットボトル・缶・びん類・紙パック類	資源物 布・紙類
1	大和田（成田街道南側）、萱田町（成田街道南側）、村上（3200・3300・3500番台の成田街道南側）、大和田新田（県道幕張八千代線より東側）、高津（県道幕張八千代線より東側）	2 第1火	16 第3火	月・水・金	木	土
2	八千代台北	9 第2火	23 第4火	月・水・金	木	土
3	八千代台西、八千代台南	16 第3火	2 第1火	月・水・金	木	土
4	八千代台東	23 第4火	9 第2火	月・水・金	木	土
5	上高野	3 第1水	17 第3水	火・木・土	金	月
6	村上団地	10 第2水	24 第4水	火・木・土	金	月
7	村上（新川の東側）、下市場、村上南、勝田台北	17 第3水	3 第1水	火・木・土	金	月
8	神野、下高野、堀ノ内、保品、米本団地、米本	24 第4水	10 第2水	火・木・土	金	月
9	萱田町・萱田・大和田（成田街道北側から東葉高速線南側）、村上（成田街道北側で新川西側）、大和田新田（300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、ゆりのき台1・2丁目	4 第1木	18 第3木	月・水・金	火	土
10	高津（県道幕張八千代線より西側）、高津東、大和田新田（100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線より西側）	11 第2木	25 第4木	月・水・金	火	土
11	高津団地、大和田新田（1～99番地の成田街道南側）	18 第3木	4 第1木	月・水・金	火	土
12	大和田新田（900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、緑が丘2～4丁目	25 第4木	11 第2木	月・水・金	火	土
13	勝田台	5 第1金	19 第3金	火・木・土	水	月
14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、萱田町（500番台を除く東葉高速線北側）、萱田（東葉高速線北側）	12 第2金	26 第4金	火・木・土	水	月
15	大和田新田（東葉高速線北側）、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、萱田町（500番台の東葉高速線北側）	19 第3金	5 第1金	火・木・土	水	月
16	大学町、真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納	26 第4金	12 第2金	火・木・土	水	月

不法投棄通報受付専用電話
フリーダイヤル（ファクス兼用）
0120（やちよ）（しー）（ごー）（ゼロ）（ミ）530

粗大ごみ受付専用電話
（収集依頼受付・要予約）
047（483）4506
平日9時～16時30分（祝日を除く）

◆お問い合わせは、クリーン推進課☎（483）1151または清掃センター☎（483）4521へ